

電波法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正内容

港則法及び海上交通安全法の規定に基づく通信を目的外使用の禁止等の特例とすること。

(第三十七条関係)

第二 施行期日

この省令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）の施行の日から施行する。